特集

農業補助金をもっと知ろう！

～その仕組みとカラクリ～

構成＝農業補助金研究会十編集部



「農業といえば、補助金漬け」。これが一般国民の率直な理解だ。しかし、われわれ農業界人でさえ、補助金制度の全体像を理解している人はほとんどいない。結果、仕組みとカラクリに熟知している、行政機関およびJA組織の恣意的な運用を許してきた。そのこと自体を批判したところで、何も変わらない。補助金について何がどうなっているのかもっと知ろうではないか。

仕組み①



補助金は470種類ある

世界に類をみないほど過保護な日本の農業補助金。その数は470種類に上る。その中身を分類、整理し、全体像と仕組みを浮き彫りにする。

農業補助金で、ソフト、ハードと呼ぶ表現があることを御存知ですか。役所用語で推進事業、整備事業のことを指します。一般に、生産者に馴染みが深いのは、ハード事業と呼ぶ整備事業ではないでしょうか。補助対象が、機械、施設、基盤整備となっているからでしょう。これに対し、推進事業は、ソフト事業と呼ばれ、協議会や推進会議、調査事業、実証圃の取り組み等を補助の対象となっていて、一般の生産者にはちょいとなじみの薄い事業といえるでしょう。

農水省の補助事業は、「平成21年度補助事業等資料」によりますと、林野庁や水産庁の分を含めた省全体で470もあります。このうちハードを対象とする補助事業の数を官房政策課にチェックを入れましたら、「400近くあります」という返事でした。本省課長級（参事官を含む）ポストは118。1人の課長さんで4つの補助事業を監督していることになります。

でも生産者に役立つ補助事業となると、そんなには多くはありません。補助金研究会の仕分けでは、メインとなるのが5つ、サブ的事業も5つほどになります（表1）。あえてメインと呼んだのは、主に生産者や流通関係者向けで、ハードの種類も多く、農業関係者の関心も強いという意味で呼びました。サブはそのメインを補完するという意味で呼びましたが、表1をご覧の通り、ある特定の目的を実現するための補助事業です。

メインでも東西の横綱的な存在として、「強い農業づくり交付金」と「農業・食品産業競争力強化支援事業」の2つがあります。農水省補助事業の中で機械、施設、基盤整備のメニューはオールラウンドに用意されています。「産地生産拡大プロジェクト支援事業」は地域ぐるみという点で、どちらかといえば農協に適した補助事業のような印象を受けます。「広域連携アグリビジネスモデル支援事業」は、広域で展開するモデル的な生産者の連携や生産者と流通加工業者の連携を応援するという目的で導入されました。「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」は、名称から連想できるように農山漁村というでの地域での農業活動等の取り組みを対象にしたものです。

オールラウンドの強い農業づくり交付金

「強い農業づくり交付金」は、昔の「生産振興総合対策事業」、「輸入急増農作物対応特別対策事業」、「農業経営総合対策事業」などを統合してワンパックにしたものです。今は「産地競争力の強化」、「経営力の強化」、「食品流通の合理化」の3本柱になりました。守備範囲を生産から

表1　生産者が使える主な補助事業と金額

【メイン】主要な補助金	
強い農業づくり交付金	244
産地生産拡大プロジェクト支援事業	12
農業・食品産業競争力強化支援事業	90
広域連携アグリビジネスモデル支援事業	5
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	349
計	700億円

【サブ】専門的な補助金	
農業生産地球温暖化総合対策事業	17
地域バイオマス利活用交付金	112
有機農業総合支援対策	5
施肥体系緊急転換対策事業	12
鳥獣害防止総合対策事業	28
計	174億円

※1000万位を四捨五入

流通へと拡げ、まさにオールラウンドプレーヤーの面目躍如たるところがあります。

「産地競争力の強化」は、もっとも一般的な補助事業のメニューを用意しています。小規模基盤整備、施設（共同利用施設）、機械（共同利用機械）の3つのカテゴリーに分かれています。事業実施主体も、農協、農業法人、その他農業者の組織する団体等と、補助対象のウィングをグッと拡げています。その他農業者が組織する団体は、採択要件で「原則として5戸以上というルールがあります。

「経営力の強化」は、「認定農業者等担い手育成の推進」、「担い手への農地利用集積の促進」、「新規就農者の育成・確保」の政策メニューがありますが、ハード事業を含むのは、「認定農業者等担い手育成の推進」だけです。この中には、「経営構造対策」と集落営農育成・確保緊急整備支援」が含まれています。

「食品流通の合理化」は、ハード事業のメニューは卸売市場の整備に重点を絞っています。

これに対し「農業・食品産業競争力強化支援事業」も、ハード事業のウィングの広さは「強い農業づくり交付金」並みですが、国産農産物生産の低コスト化に向け、大胆な取り組みやシステム導入を補助対象にしています。21年度からは「国産原材料供給力強化対策事業」があらたに加わりました。

「○○事業」と「○○交付金」の違い

同じ補助事業なのに、「○○事業」や「○○交付金」という呼び方があります。分かりやすい説明すると、事業実施主体に対し、国が直接採択する補助事業を「○○事業」、都道府県が採択する補助事業を「○○交付金」と整理してくださって結構です。

「交付金」は耳慣れない言葉ですが、これは地方分権の流れに沿って、平成17年度予算から補助事業の一部が交付金化されて、都道府県が採択するようになったことから、こう呼んでいるのです。ただし、実態は必ずしも地方分権に沿ったものとは言い難い点があります。都道府県が採択権を持ちながら、採択の時点で都道府県は地方農政局を通じて「妥当性の協議」という場を設けています。国が採択に一定の影響を行使していこうという考え方が背景にあるのです。地方分権の流れに逆行するという批判もありますが、国が採択に関与することによって、現場の情報を農業政策に反映させたいという国の思惑もあります。

サブとなる補助事業についても簡単に説明しておきましょう。補助対象がオールラウンド的なメインの補助事業に対し、ある特定分野に対象を絞った専門的な補助事業もあります。代表的なものは、「農業生産地球温暖化総合対策事業」「地域バイオマス利活用交付金」「有機農業総合支援対策」「施肥体系緊急転換対策事業」「鳥獣害防止総合対策事業」などです。

事業内容は、その名称から連想いただけると思います。20年度スタートの「農業生産地球温暖化総合対策事業」。有機物供給施設、たい肥関連施設や機械がハードの対象だ。これと相関連するようなものが「地域バイオマス利活用交付金」。バイオマス発生・利活用施設に補助金をつけています。同じような政策目的なのに、前者は大臣官房環境バイオマス政策課で農村振興局農村政策部の中山間地域振興課も相乗りしています。後者は生産局農業環境対策課が担当する。有機農業総合支援対策も、この課の所管となっています。

施肥体系緊急転換対策事業や鳥獣害防止総合対策事業は、生産局農業生産支援課の所管です。２０年８月の組織再編で誕生した新しい課である。それまでの農産振興課を母体に、作物や業種等の縦割りから、「生産コスト削減」、「生産性向上」、「資材効率利用推進」、「機械開発・安全指導班」、「土地利用推進」等の政策目的別に横割り組織に変えました。「鳥獣被害対策」も、この課の所管です。

経営局構造改善課の所管となる「広域連携アグリビジネスモデル支援事業」は、その名称から連想できるように、都道府県域を越えた生産と流通の活動に対し、国が直接、事業実施主体を支援する事業ですが、担い手の育成という政策目標も掲げています。

「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」は農村振興局の所管です。農山漁村整備の振興を図ると同時に農山漁村での生産基盤の整備を進めることが目的です。同局の「村づくり交付金」もよく似たような内容の補助事業ですが、こちらは生産基盤と生活基盤を一体的に整備するのが条件となっています。双方とも交付金となっていますが、地方の実状に合わせたという説明のようですが、実際の採択には農水省が積極関与していることは言うまでもありません。

一つのメニューに複数の補助事業

役所用語で、補助対象となる機械、施設、小規模基盤整備など具体的なもの、例えばコンバイン、温室、圃場整備などをメニューと呼んでいます。こうしたメニューで、とくに機械や施設は、正式には「共同利用機械」、「共同利用施設」と呼ばれています。補助金が、個人の生産者を対象にしたものではないことから、そう呼ばれるようになったものです。同じメニューでも、複数の補助事業によって対象になることがあります。表2をご覧ください。例えば育苗施設の補助金を申請する場合、○の付いている3つの事業が対象になります。そのなかから自分の目的に応じて最適な事業を選べばいいわけです。

完全逆引き農業補助金

本論で紹介した10ほどの補助事業の、要綱・要領を積み上げますと、A4のペーパーで数センチもなります。農業補助金研究会の「完全逆引き農業補助金」（p31、裏表紙参照）は、要望するメニュー（機械・施設名称）から、該当する補助事業を探すことができるように工夫をしました。該当する補助事業を探せば、事業実施主体、採択要件、補助率（交付率）等が簡単に分かるようになっています。

表2　農業者向け補助事業メニュー（「施設」の一例）

メニュー ＼ 補助事業（略称）	強い農業づくり交付金			産生	農食	広域	農村	村づ	農温
	産力	経力	流力						
育苗施設		○				○	○		
温室									
加工処理高度化施設			○						
乾燥調整貯蔵施設		○				○	○		
共同集出荷施設			○						
経営高度化支援施設		○				○			
生産技術高度化施設	○			○	○				○

※正式名称
産力=産地競争力の強化
経力=経営力の強化
流力=食品流通の合理化
産生=産地生産拡大プロジェクト
農食=農業・食品産業競争力強化
広域=広域連携アグリビジネスモデル
農村=農山漁村活性化プロジェクト
村づ=村づくり交付金
農温=農業生産地球温暖化総合対策事業

仕組み カラクリ ②



発表から締め切りまで2週間弱

交付先は内定済み？ 早く知る術を知るしかない！

補助事業は多くの種類があり、事業ごとに手続きが違います。どの補助事業でも共通しているのは、農水省や都道府県による補助事業の告知が短く、補助金情報が現場に十分に伝わらないというもどかしさです。これには、農水省なり都道府県にチェックを入れるしか解決法は見当たりません。

すべて税金で賄われる補助金は予算編成と連動しています。国の通常予算で新規の補助事業を取り入れたり、既存の補助事業に手直しをする場合、担当課がその準備を始めるのは新年度の4月に入ってすぐのことです。

8月末には、各省庁はそれを踏まえて財務省に対して概算要求を提出します。一般に、翌年度の補助事業の輪郭をうかがい知ることができるのはこの段階となります。概算要求決定を受けて、担当課は補助事業の実施に向けて詳細を詰めていくことになります。この段階で地方農政局の中には、一部関係者にのみ来年度の補助事業の説明をすることもあります。

通常の場合、政府は、年末に予算案を決定し、国会に上程します。これを受けて担当課は、省内調整を経ながら、実施要綱や要領を決めたり、手直しをしたりします。要綱・要領は、

補助事業の補助金のルールブックと思ってください。

その多くの要綱・要領は4月に入って公表されます。補助事業によっては「通知」という形式をとり、農水省のホームページに公表されるのは、4月3日以降（平成21年度の場合）ということになっています。公募形式で申請者を募る場合、公募日と締め切り日が農水省のホームページに「補助事業参加者の公募」として公表されますが、公募日から締め切り日まで2週間弱という極めて短い期間になっております。最短で2日というものも存在します。

このような短期間では、あらかじめ補助金情報を入手しておいて、関係当局と情報交換しながら、準備をしておかなければなりません。とはいえ、事前に補助金情報を入手することは、ごく一部の関係者以外は入手困難というのが現状です。

補助金研究会は、この情報ギャップを埋めるべく、補助金情報を伝えるWebサイトを準備している。

補助金のスケジュール

次いで「公募」から「補助金交付」までのスケジュールについて説明したいと思います。先に述べましたように、補助事業と交付金では、スケジュールに違いがあります。ここでは国の直接採択である「農業・食品産業競争力強化支援事業」の「技術革新波及対策事業」と、都道府県が採択する「強い農業づくり交付金」を例に説明してみたいと思います。後者は、都道府県によって状況が違うので、ここでは鳥取県の場合を時系列で整理してみました。

まず直接採択型から説明してみましょう。ざっとした流れでは、「事業実施の公募（募集）」→「実施計画書の提出」→「実施計画書の審査」→「事業実施体として採択」→「交付候補者へ選定通知」→「交付申請書の提出」→「補助金の交付」へとなります。先ほども説明しましたが、これはあくまで表向きのことだと思ってください。補助金の応募参加者は、概算要求が出た段階で、次年度の補助事業の応募のための準備を始めた方がよろしいでしょう。

次に説明する都道府県による採択の補助事業は、これを裏打ちしています。「強い農業づくり交付金」を例に鳥取県の場合を示しておきました。9月から10月にかけて翌年度の補助事業応募に向けて、県内農協や生産者等から市町村を通じて「強い農業づくり交付金」への要望をとりまとめています。年末には、国から交付金を受けとることを前提に県財政課に正式な予算要求を提出します。

2月に、国から県に対し事業の要望額や事業内容の提出するよう指示があります。それに従い3月になると、県は、農政局を通じて、事業実施主体への応募者や希望する取り組みなど具体的な内容を添えて要求書を提出します。

新年度（4月）に入りますと、国から要望を認める内示を受けます。ただし、この時点では全体の予算額の内示のみです。その内示を受けて県は、実施主体への応募者に対し、県を通じて国に計画書を提出するよう指示します。それを踏まえて県は農政局との間で「妥当性の協議」を開始します。

「妥当性の協議」とは、交付金を財源とした補助事業は、一応、都道府県が採択することになっていますが、完全に地方が主体となった採択ではありません。この段階で、採択に国の意向が反映されるのです。それはそれとして、国が申請に対し異議なしとなれば、県は「承認」を応募主体（応募者）に通知します。この段階で事業実施主体として正式に交付申請を要請するのです。

5月に、国は交付決定を県に通知します。それを県は事業実施主体に通知して、事業実施主体が事業に着手することになります。

以上が補助金の申請から受取までのおおまかなスケジュールです。

詳しくは、各地農政局、都道府県へお問い合わせください。

表3　実施主体別の対象補助事業

実施主体＼補助事業	強い農業づくり交付金			産生	農食	広域	農村	村づ
	産力	経力	流力					
農業共同組合連合会	○	○		○	○	○		
農業共同組合連合会	○	○		○	○	○		
土地改良区	○	○		○				○
農事組合法人	○			○	○			
農事組合法人以外の農業生産法人	○			○	○	○		
特定農業団体	○			○	○			
農作業サービス事業体						○		
その他農業者の組織する団体	○	○		○	○			
3戸以上の農家で構成、農家が支配する法人または団体で、関連業者等から出資を受けているもの						○		

実施主体は上のほか、都道府県、市町村、公社、第3セクター、農業委員会、土地改良区連合、特定法人等がある。こうした行政、公的機関は農業者に比べ、補助金情報を早く得られる状況にある。

表4　「補助事業と交付金」決定から補助金交付までの流れ

■国による補助事業　※国の直接採択事業（技術革新波及対策事業の場合）

1	事業実施の公募（募集）	公募要領に基づき、応募主体は事業実施計画書を作成
2	実施計画の提出	計画書は、地方農政事務所を通じて地方農政局等（北海道は農水省生産局沖縄県は内閣府沖縄総合事務局）に提出
3	実施計画書の審査	地方農政局長等が提出を受けた実施計画書の内容を募集要領等に沿って審査します。また農水省が委嘱した外部委員の意見を踏まえた上で、補助金交付候補者を選定する。
4	事業実施体として採択	審査で実施計画書の内容に異論がなければ、生産局長は、事業実施体として採択を決定する。
5	交付候補者への選定通知	事業実施計画の審査及び外部委員の意見を聴取した上で、補助金交付候補者とすることに異論がないと判断されれば、地方農政局長等は補助金交付候補者に対して選定通知を発出する。
6	交付申請書の提出	地方農政局長等から選定の通知を受けた場合は、地方農政局長等が定める日までに補助金の交付申請書を提出する。
7	補助金の交付	事業実施体は、事業を終えてから、補助金を受け取る。

■都道府県による交付金の場合　※鳥取県の場合

9月～10月	8月の概算要求を踏まえ、県内農協や生産者等から市町村を通じて「強い農業づくり交付金」への要望を取りまとめる。県財政課に対する来年度の予算要求の基礎情報ともする。
年末	交付金を前提に正式な予算要求。
2月	国は、県に対し事業の要望額や事業内容の提出を指示。
3月	県は、農政局をを通じ国に対し、応募主体や希望する事業など具体的な内容を沿えて要求を提出。
4月	新年度に入ると国から要望を認める内示がある。ただし、この時点では全体の予算額の内示のみ。内示を受けて県は、実施主体に対し県を通じて国に計画書を提出するよう指示。それを踏まえて県は農政局と「妥当性の協議」を開始する。「妥当性の協議」とは、強い農業交付金は、一応、県が採択することになっているが、採択に国の意向を反映させるという役割を担っている。国が異議なしとなれば、県が承認を応募主体（応募者）に通知。事業実施主体として正式に交付申請を要請する。
5月	事業実施主体は交付申請へ。
6月	国は、県に対して交付決定を通知。それを県は事業実施主体に通知して、事業実施主体は事業に着手する。

カラクリ③

特定利害関係者のための補助金

非公正競争の元凶

「施肥系緊急転換対策事業」を一例に

肥料業界の誰も知らないところで、施肥関係の重大な補助金が発表されていた。それを知った肥料元売りと業界団体は農水省を批判。補助金の中身を分析すると、ある特定団体のためだけに作られた予算であることが……。

この4月13日、肥料元売りの三井物産アグロビジネスは傘下の特約店等に対し、「農林水産省施肥体系緊急転換対策事業について」という文書を配布しました。三井物産アグロがわざわざこんな文書を出したのは、「誠に杜撰な告示方法をしている」と農水省による同補助金情報の伝達方法に不備があると批判するためでした。対する、同補助金担当の農水省農業生産支援課は「ホームページにも掲載しており、ご批判を頂戴しても」と困惑の表情を隠しませんでした。

双方の言い分、どちらに理があるのでしょうか。

この補助金事業（予算約12億円）は、肥料価格の高騰を背景に、施肥コストを低減する技術導入を推進する目的のものです。名称でおわかりのように、「施肥体系の緊急転換」を促すことで目的を実現するというわけです。ポイントとなるハード事業として「広域的な土壌診断施設や肥料流通拠点の整備」を補助の対象にしています。

それでは「施肥体系緊急転換対策事業」について、農水省の本当の意図を解き明かしてみましょう。その前に、念押しの意味で、この情報が肥料関係者の間でどこまで伝わっていたのか検証します。肥料業者の業界団体である全国肥料商業組合連合会がこの事業を知ったのも、上の文書が出たころと同時期だと推測されます。というのも、その文書が出回った翌日に、全肥商連会長（三菱アグリサービス社長が兼務）と事務局長が、農水省に出向いて、三井物産アグロと同様の指摘を担当者に伝えていたのです。肥料業界は、誰もこの事業を知らなかったというのが、どうやら事実のようです。

事業の実施主体は、「農業協同組合連合会、民間団体及び普及指導機関や試験研究機関等が参画する団体」と定められています。

ここに、この事業の「本当の意図」が透けて見えてくるのです。

肥料業界の現状からして、この補助事業を利用するようなことは皆無に等しいことだと言えます。もし肥料業界が、この補助金を利用しようとすれば、事業実施主体の要件を「民間団体」ということでクリアしなければなりません。お互い競合相手である業者達がこのような組織を結成してまで、この補助事業を利用することで土壌診断装置を導入したり、肥料の流通拠点を建設するようなことは現実的にはあり得ない話と思われるのです。

「普及指導機関や試験研究機関等が参画する団体」についても、同じことが言えるのではないでしょうか。

農業生産支援課の担当者に、そうした団体から補助事業導入の陳情や要望があったのかとチェックを入れたところ、担当者は「なかった」と答えるだけでした。

従って消去法で言えば、農業協同組合連合会向けに新設された補助制度だったと言えるのです。肥料業者の中には、自前の資金で土壌診断装置を導入された企業が何社もあります。理屈では、この補助事業で土壌診断装置を導入した農業協同組合連合会は、一般の肥料業者と比べ、生産者向けの土壌診断費用を安くすることができるのです。

その担当者に、「この補助金は経営努力をして、農家のために土壌診断をしている業者の足を引っ張るだけではないのでは」と質問を向けました。「そうですね、（農業協同組合連合会の）ランニング費用は安くて済みますからね」と他人事のように感想を述べていました。



施肥体系緊急転換対策のPR資料。「省エネ・省資源型の農業生産体系への転換」を政策目標に謳う。だが、特定団体のために新設された補助制度というのが濃厚だ。

農業補助金 Q アンド A



本誌メルマガで、読者に補助金に関する質問を募集した。素朴な疑問から、実際の悩み、制度への問題提起まで、土門剛と編集部が応える。

Q1

全農家対象の農業補助金はおかしい。農協利用の農家は、ほとんど兼業あるいは農地放棄農家、それに自家用栽培農家であり、単なるバラマキに過ぎない上、日本農業の再建にマイナス効果しかないように思う。補助金を配布するならば、低所得の専業農家に配るべきではないですか？

A1

業補助金は、真に日本農業の背骨（はいこつ）となるべき生産者に集中すべきです。それが納税者の考えでもあります。心ある農水官僚も、同じ思いを抱いているようではあります。しかし現実は、渥美清の「男はつらいよ」のせりふのように、政治家や農協との板挟みがあり、官僚自らの生き残りのためにも零細規模農に手厚い補助金を気前良く出すしか術がないというのが現実です。（土門剛）

Q2

20年前、後継者に移譲したときから農協を離れ自立販売に踏み切りました。当時ハウスやクラー防除に対し、90％近くの補助金があり、県や普及所に申請しました。すると、地元の町役場の産業課に申請してくださいと言われ、役所に行くと農協に一括委託してるからと言われ、農協は組合員でないと扱えないとけんもほろろでした。税金はきちんと納入してるのですが、縦割り制度が癒着して、結局、補助金はいただけませんでした。銀行から融資を受け、自己資金で購入しました、今もその制度は残り、県と農協が連携し一般農家が無視されてます。補助金制度は賄賂の巣窟で、やる気の農家をいたずらに叩いてるように思いますが、そもそもそのような補助金のあり方の是非はどうなのでしょうか？

A2

今から10年ほど前に、関西地方でこんなことがありました。農協だけに補助金が渡るのに怒ったある人は、「あいつら（農協のこと）は、税金も満足に払っていないのに、補助金を独り占めするのは絶対に許せん。こんな不平等を国が放置する限り、俺は税金を払いたくない。あいつらだけに補助金を出し続けるようなら、自分の納税分は法務局に供託したい」と、なんと、税務署に文句をつけに言ったのです。門前払いにされると思っていたら、その業者の言い分に耳を貸した税務署員が、その場で県庁と農政局に電話をして善処を強く求めたというエピソードが本当にありました。その税務署員の行動、なかなか大岡裁きのようなもので、実に納税者国民の共感を得ること必定ですが、悲しいかなこのような公務員が、この国に少ないことがニッポンの悲劇でもあります。

余談はさておいて、岡山県では、農政部長が農協中央会・会長に天下っていることをご存知でしょうか。農政部長が農協組織に天下ってはいけないという法律はないようですが、通常の常識感覚では、県幹部が天下りすれば、お馬鹿な役人は、先輩に続いて農協組織に天下ろうという邪心を抱き、ニッポン農業のことなど関係ねぇ～とばかりに、農協組織に補助金を湯水の如く垂れ流し続けるのであります。このような悪弊を改めるには、官僚が支配する政治体制を打破するしかないのですが、いかんせん政治家はもっとひどい質なので、ここは真っ当な官僚の出現に期待するしかない、というきわめて厳しい政治情勢があることを忘れてはなりません。

こうした情勢を打破するために、地方分権で物事が解決すると思っていたらそれも大間違いです。地方分権になれば、都道府県や市町村は、農協組織

の御用承り係りになってしまうだけです。（土門剛）

Q3 かつて補助金を申請したことがありますが、結果的には補助金をいただきませんでした。その理由として、設備や機械の購入の条件が厳しく、安くてよい機械を購入しようとしてもそのメーカーや型番は補助が出せないというものだったからです。設備等の条件が決まる、合理的な理由はあるのでしょうか。

A3 農水省生産局総務課の生産振興室に聞きますと、農業補助金で補助対象となる共同利用機械は、ごく一部を除き、メーカーや型番の指定はないということでした。従って、合理的な理由などあるわけがありません。あるとしたら、不合理かつ不法な理由しかないのではないでしょうか。ご質問を参考に想像をめぐらせますと、その担当者は、公務員倫理法に反して、どこかのメーカーのご接待を恒常的に受けているような印象を受けますね。あるいは役所の先輩が、どこかのメーカーに天下っていて、いずれも自分もその道を踏襲したいとひそかに期待しているのではないでしょうか。こういう不埒な公務員を撃退するには、そのメーカーや型番を補助対象にできないという理由、あるいはどのメーカーなら補助対象となるのかを文書で求めることではないでしょうか。（土門剛）

Q4 補助金を使って経営が軌道に乗り、今なお成長をし続けている農業法人はあるのですか?

A4 うーん、厳しい質問ですね。正直、これをそのまま農水官僚にぶつけてやりたい心境でもあります。というのも、農水官僚は、農業補助金が世のため、人のため、大いに役立っているという、間違った考えの持ち主であるからです。本誌でも何回か触れたことがありましたが、日本農業法人協会（会員数は21年4月時点で１６９５人）のメンバーのビフォー&アフター、つまり農業補助金が経営に役立ったか、役に立たなかったかを調べればよいのではないでしょうか。残念ながら、そのような調査はどこもしておりませんが、読者諸兄に是非ご披露したい格好のエピソードがあります。今から3年ほど前に、同協会の前会長が、平然と、かつ正直に「7割は赤字スレスレだな」と吐露しておられたことです。あ～、またあのネタかと決して思わないでください。これほど農業補助金の実態を映した事実は無いと思うからです。残念ながらというか、当然のことと言おうか、前会長のご託宣はドンピシャ。その赤字スレスレ組が、相次ぎ沈没していく情報が筆者の元にも入ってきます。沈没、倒産破綻自殺夜逃げのことですが、そうした関係者の中には「あの時、補助金を使わなかったら、こんなことにはならなかったのに……」と後悔の言葉が聞こえてくるようでもあります。（土門剛）

Q5 農業外の業界にいますが、農業補助金の支払われ方が不公平ではないかと考えています。一部のうまくやっている人がお金をもらっていて、何も知らない人はお金をもらえないと想像しています。生活保護なども同様かと思いますが、支払い基準が農家全員に周知徹底されていないと思うので、支払い基準について聞きたいです。

A5 筆者の友人に、お腹がピーピー下るぐらい補助金を喰っている方がいらっしゃいまして、先だっても、久しぶりに訪ねたら、新車のベンツ（Cクラス、色は目立たぬように白）で空港まで迎えにこられたのであります。この方の喰い方はなかなか豪快でありまして、農水省だけでなく、厚生労働省や中小企業庁にも食指を伸ばしておられますが、豪快に喰い続けても、食中毒に当らないようなステンレスの胃袋をお持ちとお見受けしたのです。これは特殊な補助金サイボーグの化身かなとも思いましたが。一般には、食中毒にならないぞと相当の決意をしていても、目の前に補助金がぶらさげっておれば、つい喰いすぎて食中毒を起こしてしまい、挙句には死に至る病を併発してしまうことが通例のようです。アイスクリームをいっぱい食べて、天ぷら丼を何杯もお替りをするようなものでしょうか。農業補助金は、原則、1回限りにすべしというのが筆者の考えですが、このことを農水省の役人たちはなかなか理解してくれないのです。補助金で死に至る病を防ぐには、補助金をもらった方が、その後、どれだけ経営にプラスとなり、その証明として納税の務めを果たしているかを検証することではな

いでしょうか。その検証もなしに、同じ者に補助金を流し続ける役人を、〝税金泥棒罪〟（そんな法律あった？）で牢屋にぶち込んでやることではないしょうか。（土門剛）

Q6 地域の農業関係指導として、大豆などへの転作を補助金付きで促されていますが、総じて湿田傾向の近隣圃場にはマッチしませんし、たとえ暗渠工事で水はけ改善を目指すにしても、要する投資コストを回収できる可能性も無さそうに感じます。そのため、現在は湿田で「達磨ヒエ」を栽培しています。育苗・移植・刈り取り・脱穀の全てに水稲用農機が使えましたし、総合評価として有力な作物だと分かりました。残念なことは、当地近隣でヒエの白乾かし脱ぷができる施設がないものですから、調整コストがネックなんですが、施設準備に使えそうな助成は見あたらないのですが……。

A6 「強い農業づくり交付金」が該当するように思われます。生産局総務課生産推進室によれば、「雑穀の乾燥調整施設を対象外とはしない。ただし、乾燥等の設備の場合、５０００万円以上のものを対象とするので、現実的には難しいかもしれない」「県ないし市町村に助成対象を決める裁量があるため、例外はないとはいえない。そちらにご相談を」とのことでした。後者の問題はさておき、「５０００万円以上」という下限条件を定める必然性についても疑問ですが、その条件から漏れる農業経営者の経営に利するものにはなっていないことを示しているように思います。（編集部）

Q7 平成20年度末に出された「食料供給力向上緊急機械リース支援事業」で、対象となる機械にトラクター（クローラ）などがあり、申込みをしようかと考えましたが、状況等を確認したところ申込みが殺到して、当初の2分の1とか3分の1とかいう補助率もあてにはならないとのことでした。それでわたしは申し込むのを止めてしまいました。月額リース率も銀行系リース会社よりも相当高いですし、よく考えてみると最大限の補助をもらったとしても負担は全然軽くならないように思うのですが。

A7 平成21年度予算では２５０億円確保した、農機リース支援事業。昨年度の補正予算案で急遽盛り込まれた補助金ですが、生産局農業生産支援課によると、「50億円の助成枠のところに、１９０億円も申請が寄せられた」とのことで、結果的に補助率も下がった＝減額になったということです。リース率でいえば、それはおっしゃる通りで、銀行系なら3％以下、リース物件価格にもよりますが、おおよそ5～7％の幅ではないでしょうか。ある読者によれば、「3割以下であればうま味がない」とのことで見送ったとのこと。今回殺到した理由は条件が厳しくなく、補助金目当てでというがった見方もなきにしもあらず。規模拡大に有益に働くかどうか、年数が経ってみないとわからないですが……。（編集部）

Q8 これから農業をやりたいと思っているものです。始めるにあたり、どんな補助金が申請できるのでしょうか？

A8 国は、新規の農業参入意向者向けに、情報提供、相談、研修制度などをほぼ無料で実施しています。また、実際に農業を始めた後に得られる補助金は、都道府県からの交付が多いです。農業に就いただけでもらえる就農支援金から、家屋の改修、家賃補助、機械・設備補助、海外研修まで、至れりつくせりのメニューが準備されてるところもあります。次頁では、長野県を例に紹介しています。詳細は、希望する県の就農相談窓口にお問い合わせください。

A8の実例

■新規就農支援メニュー（長野県の実績例）

事業名	助成額	対象条件
農地貸借料の助成	8.5万円以内 （初年度の賃借料の相当額3年間を限度）	①新規就農相談事業等により県内に就農した新規参入者または農業後継者②就農計画の認定を受けているもの③概ね40歳未満④農地法の規定面積以上の借地面積を、3年以上賃借契約している者
農業共済制度の掛金助成	共済掛金相当額の1/2以内（3年間を限度） H20年度実績:平均10.39万円.　H119年5.56万円	認定農業者で、就農に当たり果樹共済、家畜共済、または園芸施設共済へ加入した者
住宅修繕費の助成	上限30万円 （1件当たり総工事費の3/4以内）	①住居費助成の対象者及び住宅であって、当該住宅のの修繕費で本人が負担するもの②または、賃借契約を締結し、5年以上入居可能なもの
農業機械等賃借料の助成	1/3以内20万円以内	①新品時点での耐久年数が5年以上の機械施設の賃借に対する助成 ②認定就農者で、JA等と機械等の賃借契約を締結した者
住居費助成	月額1万円以内（3年間を限度）	①認定就農者②県内に居住③営農に必要な農地などを確保して農業を開始している④3年間以上営農を継続することが見込まれる
就農支援金の支給	25万円以内	①認定就農者で、県内で3年以上の営農の継続が見込まれるもの
先進経営体などにおける研修費助成（国内長期研修）	1カ月4万円以内（3年間を限度）	①研修養育施設また国内における先進農家等における6ヶ月以上の研修に対する助成②県内就農後5年以内でおおむね40歳未満の者③認定就農者など研修終了後1年以内に就農が見込まれる者
先進経営体などにおける研修費助成（海外長期研修）	H20年実績：0件　H19年実績：平均45万円	①（社）国際農業者交流協会等が実施する農業研修生海外派遣事業による派遣への経費に対する助成②県内就農後5年以内でおおむね40歳未満の者③認定就農者など研修終了後1年以内に就農が見込まれる者
JA上伊那農業インターン制度	農業インターン研修中の研修手当ての支給 月13万円 （品目によるが3年延長可）研修後の農地の斡旋	16歳以上 40歳以下
久万高原農業公園 研修センター研修制度 新規就農初年度の生活費貸与	新規就農初年度の生活資金を無利子で貸与返済は就農2年目以降、5カ年間以内に返済すること 本人：月額15万円 配偶者：月額5万円 第１子：月額3万円 第２子：月額2万円	①研修期間は概ね2カ年間 対象年齢は概ね50歳以下 ②研修終了後は久万高原町で 新規就農することが受け入れの条件 ※長野県久万高原町限定

■平成21年度　国による新規就農関連予算

事業名	概要・目的等	予算（百万円）
農業再チャレンジ支援事業	若者等の就農を促進する情報提供から相談、体験・研修、参入準備、定着のための支援事業に対する事業。	406
「農」の雇用事業（新規）（20年度補正分）	農業法人への就農希望者に対して実践的な技術・経営研修の支援及び法人就業相談会を行う事業	1,661
スローじんせいニ毛作再チャレンジ支援事業委託費（継続）	「人生二毛作」や「スローライフ＆ジョブ」を広く周知し、認知度を高めるための事業	48
担い手アクションサポート事業のうち ー新たな人材の育成・確保活動ー	新規就農者、女性の担い手及び高齢者による担いを育成・確保支援するための事業	3,006の内数
就農支援資金制度	青年等に対し、就農に必要な資金を長期･無利子で貸し付けることにより、新規就農者の育成･確保するための制度	1,551

圧倒的！「補助金に頼らない」経営を目指す声

本誌読者アンケートで募った補助金に関する自由回答をまとめた。大多数に共通するのは補助金のあり様、あり方に対する圧倒的に否定的な見解だ。

私が補助金をもらわない理由

私は補助金に頼らない経営を目指しており、今は転作の産地づくり交付金だけもらっています。機械・設備に対する補助は一切ありません。法人ではないため、兼業農家とほぼ同じ扱いです。情報も何もくれませんが、欲しいとも思っていません。

補助金に頼らない理由は、まず第一に、農業者本来の「つとめ」を忘れてしまう心配があるからです。本来、生産者である私は、私のお客様に頭を下げるものですが、補助金に手を出すと行政に頭を下げることになり、自分の経営を見失うことになりそうです。補助金に頼った経営を行なうようになると、今度はどんな補助金ができるのかに関心が行ってしまいそうなのです。

そもそも「こんな補助金がありますが何か利用しませんか？」という行政は最低だと思います。農業経営者が自分のプランを実現するために「こうしたいんですが、何かいい方法、いい補助金を含めたアドバイスはありませんか？」なら、まだわかる気もしますが……。農業者は品質の向上、技術の向上等をさせて経営を良くしていくものだといます。それに自分で買った機械や設備だからこそ、ねじ一本まで大切にしようと思うものではないですか？

もうひとつの理由は、補助金をもらわないと、自分の経営がダイレクトに数字に表れてくるからです。補助金を取ってくるのも経営者としての力だとは思います。しかし、補助金がない場合を考えると、なんとか自分の経営を良くしようと真剣に知恵をしぼり、工夫をし、努力をします。そうした試行錯誤にしても、補助金がある場合とない場合では、違った方法をとるかもしれません。補助金をもらっている人が知恵をしぼらず、工夫をせず、努力をしないということではありません。ただ、自分の判断がすべてで、そのぶんリスクも負うとなると、その知恵なり工夫なり努力なりに甘えは許されなくなるのです。真剣勝負なのです。行政にとっては、あまり知恵や工夫や努力をしてもらうと困るのかもしれません。農業者が一人歩きして、行政の言いなりにならなくなりますから。

補助金に一度手を出すと、病みつきになりそうな気がします。会社員の人が、本来自分の仕事でこつこつと働いて頑張ればいいところを、ある日突然話をもちかけられて株を買い、儲けたようなものだと思います。株を遊び程度でやっているうちはいいのですが、本来の仕事をそっちのけで株にのめりこんでいってしまう……そんな状況に似ているような気がします。

高木正美（岐阜県・コメ・46歳）

補助金は経営を甘くする罠

私は一切補助金を使っていない。そのうえで補助金に対して思うことは3つある。

まず、人様の稼いだ金をもらうのはどうか。そして、もらえば必ず何かがついてくるに決まっている。結果、もらえば経営が甘くなるものだ。

農家に補助金がやたらに下りる、変な時代が30年間続いた。その結果、農家が機械を大切に修理しなくなった。修理では補助金はおりないが、交換・買換えすれば補助金が下りるからだ。この現象は、植民地政府が現地の野鍛冶（街の鉄工所みたいなもの）を経営できなくして、替わりに鎌などの農具を輸出した構造に似ている。

かつて日本には旋盤をまわして、メーカーやディーラーにない部品でも作る野鍛冶がたくさんあったが、最近はほとんどない。これに対して米国では、いまだに野鍛冶が存在しているのは示唆的だろう。

私が補助金なしでやっていけるのは、一つにはたまたまそういう野鍛冶に知己があるからだ。1950年代製のトラクタ（フォード製「デキスター」）、1970年代製トラクタ（「フォード5000」「クボタL3500」）、型番が剥げてわからくなったコマツ製のバックホーなど、自分で買った機械は大切に現役で使っている。

兵藤保（茨城県・栗園経営）

補助金却下で出てきた新しい知恵

農業法人に数年勤務した後に独立して、今年で2目を迎えます。独立にあたって、まず必要になる農機の購入資金を調達できればと、新規就農の補助金を申請したことがあります。結果的には、提出した営農作目や計画に納得してもらうことができず、申請は通りませんでした。

どうも前例にないこと、つまり、ほかの人と同じ作物をつくって、同じような値段・売り方で販売する計画でなければ認めてくれないようなのです。その通りにして経営がうまくいくならまだしも、周囲の農家を見回しても、うまくいっているようには見えません。申請が通るまでに時間がかかることを考えると、安い中古農機を購入するタイミングを逸してしまい、新品の機械を買わざるを得なくなってしまうようにも思います。

何より、補助金の基準にあわせた農業では、自分が実現したいと思っている農業とは違うものになってしまいます。結局は、貯金をとりくずしてネットオークションサイトで中古農機を入手することにしました。苦肉の策でしたが、ネットオークションとはいえ十分な機械が手に入り、しかも費用も通常の4分の1ほどで済ませることができました。補助金の支給の仕方には疑問が残りますが、自分のでリスクを負って初めて出てくる知恵もあるのだと実感しています。

S・K（関東・畑作）

生産者自身が問われている

現在の農業補助金はそれをもらっている方々は、それぞれ状況の違いはあれ、感謝されているものと思います。

今後もこの種のお金が継続的に支払われるものであればもっと積極的な動機付けがほしいと思います。それは、ほかの産業との所得格差是正ではいかがでしょうか。

しっかりした動機付けがあれば、生産者の中にも考え直してがんばる人たちも増えてくるはずです。異業種や素人の方たちは、別の形でインセンティブを感じておられるものと確信いたします。ここは、生産者の皆様方が自分たちの問題として解決していくことが必要と思います。

成立しないビジネスに税金を使うな！

事業として成立しないものにお金を出すのは、税金の無駄遣いでしょう。補助がなければ成り立たないのなら、そもそもビジネスモデルとして失格です。農業のインフラを整えるのに税金を使うのは良いと思いますが、個々の事業者に補助金を与えて何らかの事業をやらせるのは、「儲からないけど頑張ってね」と言っているようなものです。だって、補助金が切れた瞬間に単年度赤字になるはずですから。

グラミン銀行のように、小額・低金利の無担保融資は良いと思いますが、機械や施設の半額を国や都道府県が負担するのは間違っていると思います。成立しない可能性が高い農業ビジネスを無理にやらせるために、農民を騙す手法ですから。

第一世代の花の生産者達は補助金の対象外だった時期が長かったせいで、足腰の強い方が多かったです。経営感覚があり、着実に経営を大きくしていました。ところが、ここにきて花生産を諦める事例が増えています。花が儲かるというのであちこちから花生産のビジネスに、補助金付きの農家（第二世代の花農家）が沢山参入してきたことが原因なのではと推測しています。

補助金が農業衰退の原因

補助金は農業衰退の一番の原因だと思います。そんなものがあるから、能力のない経営体がだらだらと生き残り、産業全体の活力をそいでいる。保護されなかった、産業のほうが伸びているのが現実だ。

誘惑に駆られない

補助金という言葉は　甘い響きがありついつい誘惑に駆られて使ってしまいそうです。自分の経営に甘さが出てしまうと思うので、できる限り使わないようにしていきたいと思います。

補助金という無理は禁物

以前に申請した経験から、補助金なしで農業を続けることが最善の方法であることがわかりました。担当役所、農協など不親切で、必要以上の過大な設備投資を強いられたからです。結局、受け取りませんでした。自然を相手の農業は何が起きるかわかりません。無理は禁物です。無借金経営を貫けば、ゆとりのある経営ができます。

グランドデザインがない

補助金のあり方についてはかねてから疑問をもっております。一番の根本は農政に日本の国土保全と自給率アップ、食の安全などをどうするかというグランドデザインがなく、場当たり的なばらまき補助金ではないかという疑問がいつも私から離れません。

もえるものはもわなければ損ということでしょうか、その補助金で農業経営をどう変えようか、という意識を持って取り組んでいる農協、農家が非常に少ないと感じています。

不合理な話をあちこちで耳にします。農家は補助金をもらうほうだから何も言わないのかも知れないが、農業以外の分野からみると、不合理を強く感じます。

農業経営に「枠」をはめる

あらゆる産業のなかで、これほどバラエティに富んだ補助金があるのは農業分野だけではないでしょうか。どうもこの補助金が農業経営に「枠」をはめているように思えます。

COLUMN

農水族議員、農水省役人よ 見識ある農業経営者の補助金制度への懐疑に耳を傾けよ！

本誌編集長 昆吉則

補助金に依存し経営の自立性を喪失することの危うさを指摘してきた本誌が「補助金特集」をするからといって宗旨変えしたわけではない。本誌も国や地方行政がそのリスクの一端を背負い事業者によるチャレンジを支援することはあってしかるべきだと考えている。しかし、現在の補助金の在り様に関して、現実の経営者である本誌読者の方々が、懐疑的あるいは補助金をもらうことへの経営者としての戒めを述べておられることに、補助金問題への答えがあると思う。

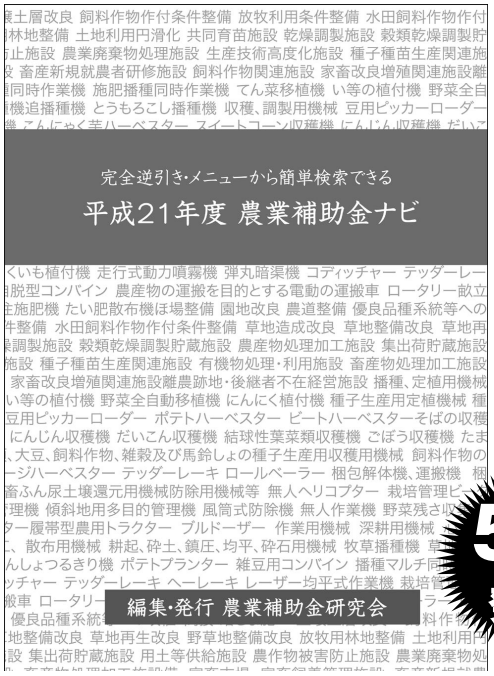
補助金とは政策目標の実現のために予算化されているはずだ。しかし、その背景にある政策目的への懐疑、運用上の問題、経営の自立性喪失、補助金農政がもたらすモラルハザードの問題等々、補助金の在り様に対して農業界をリードする農業経営者たちがこれほど否定的な見解を持っているのだ。そのことを農水省や農林族議員たちはよく認識願いたい。

また、新規に農業を始めようとして本誌を手に取っていただいた方々にはこう助言したい。取れる補助金は取ればよい。ただし、農業経営者を目指す方々なら、この読者の声を良く噛み締めていただきたい。

完全逆引き・メニューから簡単検索できる

平成21年度 農業補助金ナビ

表形式で
探しやすく
調べやすい！



文字が大きく
読みやすい！

5/1 発売

簡単検索

農業者向け補助金 全メニュー初公開!!

目　次

完全逆引き農業補助金ナビの読み方

メニューから探す

「機械（共同利用機械）」から探す
- 「機械（共同利用機械）」→リスト
- 「機械（共同利用機械）」→内容説明

「施設（共同利用施設）」から探す
- 「施設」→リスト
- 「施設」→内容説明

「基盤整備・小基盤整備」から探す
- 「基盤整備・小規模基盤整備」→リスト
- 「基盤整備・小規模基盤整備」→事業内容

「飼料（小規模基盤整備・施設・機械）」から探す
- 「飼料（小規模基盤整備・施設・機械）」→リスト
- 「飼料（小規模基盤整備・施設・機械）」→内容説明

事業内容を調べる
- 「強い農業づくり交付金」→事業概要
- 「産地生産拡大プロジェクト」→事業概要
- 「農業・食品産業競争力強化」→事業概要
- 「広域連携アグリビジネスモデル支援事業」→事業概要
- 「農山漁村支援プロジェクト」→事業概要
- 「村づくり交付金」→事業概要
- 「農業生産地球温暖化総合対策事業」→事業概要
- 「地域バイオマス利活用交付金」→事業概要
- 「有機農業総合支援対策」→事業概要
- 「施肥体系緊急転換対策事業」→事業概要
- 「鳥獣害防止総合対策事業」→事業概要

事業実施主体（主要事業）から事業を探す
- 「主要補助事業の事業実施主体」→リスト
- 「農業法人」→内容説明

機械・施設のリースを探す
- 「機械・施設のリース」→リスト

新規就農関係の情報を探す
- 「新規就農」→内容説明

農商工連携の情報を探す
- 「農商工連携88選」→リスト

農水省のすべての補助事業（農業者向け）を探す
- 平成21年度農水省補助事業リスト

●ご注文・お問い合わせは
㈱農業技術通信社　☎0120-555-184
ハガキ、FAX（0120-410-359）でのお申込は
本誌に同封されている申込用紙をご利用ください。

編集・発行　農業補助金研究会　B5判　全240頁　定価 5000円　※一般書店では販売していません